

真岡市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市の交付する住宅用太陽光発電システム設置補助金(以下「補助金」という。)については、真岡市補助金等交付規則(昭和43年規則第2号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この要綱は、住宅用太陽光発電システム(以下「システム」という。)を設置する者に対し、予算の範囲内においてその設置費用の一部を補助することにより、環境への負荷の少ないクリーンエネルギーの普及促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、システムとは、太陽電池を利用することにより太陽光を受けて発電し、生活に必要なエネルギーとして供給する装置で、自ら居住するために用いる住宅(店舗等併用住宅を含む。以下「住宅」という。)に設置したものをいう。

(補助対象事業)

第4条 補助金は、次に掲げるいずれの要件も満たしたシステムを住宅に設置する事業に係る費用のうち、別表に掲げる費用に対して交付するものとする。

- (1) 一般家庭用の単相3線又は単相2線式の低圧配電線を用いて、太陽光発電により発電する電力が不足したときに電力会社から不足の電力の供給を受けることができ、かつ、太陽光発電により発電する電力が余ったときに余剰電力を電力会社に送電できるものであること。
- (2) 電力会社とシステムに係る電力受給契約及び余剰電力の販売契約(以下「電力受給契約」という。)を締結しているものであること。
- (3) 未使用品のものであること(中古品は対象外)。

(4) 太陽電池の最大出力が10キロワット未満のシステムであること。なお、増設等の場合においては、既設分を含めて10キロワット未満であること。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、市内の住宅にシステムを設置し、又は市内のシステム付き住宅等を購入したもので、電力会社とシステムに係る電力受給契約を締結し、系統連系が完了したものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としなない。

(1) 市内に住所を有しない者

(2) 市税等を滞納している世帯

3 補助金の交付は、1住宅のシステム設置につき1回とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、10,000円にシステムを構成する太陽電池モジュールの最大出力（単位はキロワットとし、1キロワット未満の端数があるときは、小数点以下2桁未満を四捨五入し、出力が4キロワットを超えるシステムにあつては4キロワットとする。）を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、システムの設置工事が完了し、電力会社とシステムに係る電力受給契約を締結し、系統連系が完了した後に、真岡市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に

掲げる書類等を添付して、系統連系完了日の翌日から起算し90日以内に市長に提出しなければならない。

- (1) システムに係る工事期間が明記されている工事請負契約書又は売買契約書の写し
- (2) 領収書、その他システム設置費用の支出を証する書類の写し
- (3) 電力会社との接続契約の締結を示す書類の写し
- (4) 系統連系日（売電開始日）が明記されている書類の写し
- (5) システムの設置前及び設置後の状況を示す写真
(住宅の全景、太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナー、接続箱、売電メーター等の付属機器)
- (6) その他市長が必要と認める書類
(交付の決定)

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、真岡市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定により通知を受けた者が、補助金の交付を受けようとするときは、真岡市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

(手続代行者)

第10条 補助対象者は、第7条の規定による補助金の交付申請及び前条の規定による補助金の請求について、システムを販売する者等（以下「手

続代行者」という。) に対して、これらの事務手続を代行させることができる。

- 2 手続代行者は、手続を誠意を持って実施するものとし、手続の代行を通じ、補助対象者に関して得た情報は、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従って取り扱うものとする。
- 3 市長は、手続代行者がこの要綱に定める手続を偽り、その他不正の手段により行った疑いがある場合は、必要に応じて調査を実施し、不正行為が認められたときは、当分の間、手続の代行を認めないことができるものとする。

(協力依頼)

第11条 市長は、補助金の交付を受けた者に対し、必要に応じて売電量及び買電量のデータの提供その他の協力を求めることができる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は平成21年4月1日から適用する。
- 2 第5条第1項に定める補助対象者は、平成21年4月1日以後に、電力会社とシステムに係る電力受給契約を締結したものとする。

改正文(平成22年告示第16号)抄

平成22年4月1日から適用し、改正後の第6条の規定は、平成22年3月31日までに電力会社とシステムに係る電力受給契約を締結したものについては、なお従前の例による。

改正文(平成25年告示第7号)

平成25年4月1日から適用する。

改正文（平成27年告示第34号）

平成27年4月1日から適用する。

改正文（平成28年告示第48号）

平成28年4月1日から適用する。

改正文（平成30年告示第 号）

平成30年4月1日から適用する。

別表（第4条関係）

補助対象経費の対象となる項目

太陽電池モジュール	架台
インバータ	保護装置
接続箱	直流側開閉器
交流側開閉器	配線・配線器具の購入・据付
設置工事に係る費用	